

## 高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書

高速自動車国道の事故等に際し、救急・救助活動等の万全を期するため、旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、「高速自動車国道事故等対策要綱」に基づき甲が行う救急・救助活動等に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （医師等の派遣）

第2条 甲は、「高速自動車国道事故等対策要綱」に基づき救急・救助活動等において乙の会員、薬剤師、看護師及び補助職員（以下「医師等」という。）の派遣が必要と認める場合は、乙に対し医師等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医師等を事故等現場に派遣するものとする。ただし、事故等が激甚で派遣する医師等に危害を及ぼす恐れがあると乙が判断した場合は、派遣しないことができるものとする。

### （医師等の業務）

第3条 医師等は、「事故等対策現地本部」と連絡調整の上、事故等現場又は設置された救護所において、次の各号に掲げる医療救護活動を行うこととする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者等の収容医療機関への搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 死亡の確認

(医師等の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医師等の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療資器材等の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医師等に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 事故等現場あるいは救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払い不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、甲は乙と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

(医事紛争)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する費用
- (2) 医師等が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医師等が、医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡した場合の扶助金
- (4) 収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 4月 1日

甲 旭川市

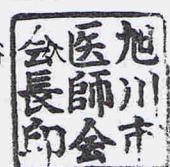
旭川市長 西川 将



乙 旭川市金星町1丁目1番50号

一般社団法人 旭川市医師会

会長 山下 裕



## 高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書実施細則

平成27年4月1日付で締結した高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

### （派遣協力の要請方法）

第1条 旭川市（以下「甲」という。）が、協定書第2条の規定により行う派遣協力の要請は、事故等の種別、発生場所及び事故等の状況を明確にし電話等により行うものとする。

2 派遣協力の要請に係る連絡系統は、別表1のとおりとする。

### （医療救護活動の報告）

第2条 一般社団法人旭川市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により医師等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「派遣医師等名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第3条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、派遣医師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用弁償等の請求）

第4条 協定書第9条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

(費用弁償等の額)

第5条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表2に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する費用の弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金の算定については、原則として北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）の例によるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用の弁償の額は、施設及び設備の修復に要した費用の実費とする。

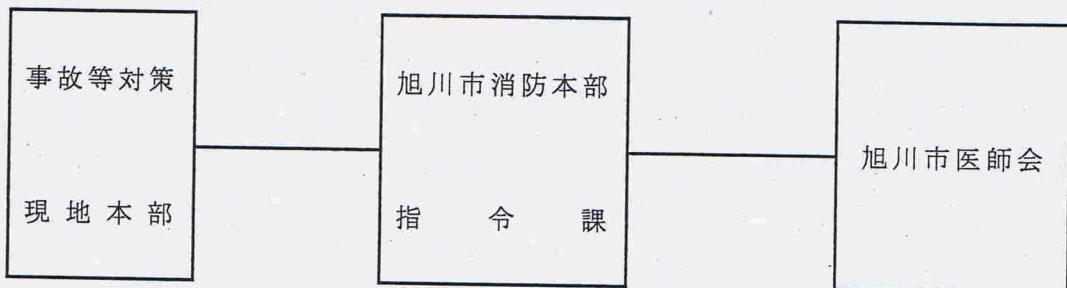
5 協定書第9条第5号に規定する費用弁償の額は、同条第1号から第4号までに該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支払)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し費用弁償等の額を支払うものとする。

別表 1

1 連絡系統



2 連絡表

関係機関名	担当窓口	電話番号	ファクシミリ番号
旭川市医師会	平日	医師会事務局	23-5728 24-5444
	時間外		
旭川市消防本部	指令課	33-9961	33-9905

別表 2

日 当	医 師	
	薬 剂 師	災害救助法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号） 別表第 2 に定める額に準じた額とする。
	看 護 師	
	補 助 職 員	看護師の日当の 3 分の 2 に相当する額とする。 (100 円未満は切り捨てる。)
旅 費	医 師	
	薬 剂 師	旭川市職員の旅費に関する条例（昭和 36 年旭川市条例第 8 号）の例による。この場合においては、いずれも 2 級を適用する。
	看 護 師	
	補 助 職 員	
時間外 勤務手当	医 師	
	薬 剂 師	旭川市職員の給与に関する条例（昭和 26 年旭川市条例第 2 号）を準用する。この場合において第 16 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。
	看 護 師	
	補 助 職 員	

この表において「看護師」とは、保健師助産師看護師法（平成 13 年法律第 153 号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。また、「補助職員」とは、医師、薬剤師又は看護師を補助し、医療救護活動を行うその他の職員をいう。

## 第1号様式（第2条関係）

## 医療救護活動報告書

派遣医師等氏名	
事故等発生場所	
医療活動状況	年      月      日 時      分 ~ 時      分
備      考	取扱い件数      件 移      送      件 死体処理      件

## 第2号様式（第2条関係）

## 派遣医師等名簿

職種	氏名	所属	住所	派遣月日

## 第3号様式（第2条関係）

## 医薬品等使用報告書

品名	規格	数量	薬価基準	
			単価	金額
合計				

第4号様式（第3条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日の事故等現場における医療救護活動において、別紙のとおり  
事故死亡

が発生したので、報告します。

傷病者

年 月 日

旭川市長

様

住 所

氏 名

印

## 別 紙

## 事 故 ( 傷 病・死 亡 ) 報 告 書

氏名			性別 男・女	年齢 歳
住所				
職種		勤務先		
傷病名		程度	重症・中等症・軽症	
外来・入院	月 日 月 日	診療・入院 医療機関名		
受傷・発病 日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
受傷・発病 場所				
死亡原因				
死亡日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡場所				
受傷発病・ 死亡時の 状況				

第5号様式(第4条関係)

費用弁償請求書

年月日

旭川市長 様

住所

氏名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日の事故等現場における医療救護活動に対する費用弁償として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

## 第6号様式（第4条関係）

## 扶助金支給申請書

年月日

旭川市長

様

住所

氏名

印

高速自動車国道救急・救助活動に関する協定書第9条第3号規定による扶助金を支給されたく、別紙書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名			性別	男・女	年月日生
	住所					
	職種			勤務先		
	傷病名			受傷(発病)	年月日	
	死因			死亡	年月日	
障害級別		療養開始 年月日	· · ·		治癒 年月日	· · ·
休業日数	年月日から 年月日まで	日間		休業期間中における 業務上の収入の有無		
扶助金支給基礎額	北海道災害応急措置業務従事者の損害 補償に関する条例第3条該当					
扶助金支給申請額						
備考						

- (注) 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は、市長村長の証明あるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 療養扶助金申請の場合には、医師の診断書及び療養費の領収書又は、請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切り扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

## 覚書

旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川市医師会（以下「乙」という。）との間において、高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条第3号に関する扶助金について次のとおり覚書を交換する。

### （障害補償及び遺族補償の限度額）

第1条 扶助金のうち障害補償及び遺族補償の限度額については、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その原因が天災によるものを除くものとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 医師        | 100,000,000円 |
| (2) 薬剤師       | 60,000,000円  |
| (3) 看護師及び補助職員 | 50,000,000円  |

### （療養補償の額）

第2条 扶助金のうち療養補償については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）の規定にかかわらず、次の各号に定める金額を当該療養に要した日数に応じて支給するものとする。

#### （1）入院の場合の日額

- |               |         |
|---------------|---------|
| 医師            | 15,000円 |
| 薬剤師、看護師及び補助職員 | 10,000円 |

#### （2）通院の場合の日額

- |               |         |
|---------------|---------|
| 医師            | 10,000円 |
| 薬剤師、看護師及び補助職員 | 5,000円  |

(保険料の負担)

第3条 前2条の規定による扶助金は、損害保険会社における期間限定保険を活用することとし、その保険料は甲が負担する。

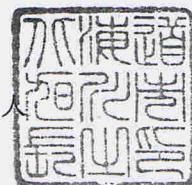
(名簿等の提出)

第4条 前条の規定により甲が行う手続きに關し、乙が医師、薬剤師、看護師及び補助職員の派遣を行ったときは、乙は速やかに甲に通知することとし、必要な名簿等の書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

平成27年 4月 1日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



乙 旭川市金星町1丁目1番50号

一般社団法人 旭川市医師会

会長 山下 裕久

